

湯沢町手話言語条例（案）パブリックコメントにおけるご意見の内容と
町の考え方について

1. パブリックコメントの実施結果について

- (1) 募集期間 平成 31 年 1 月 28 日（月）～平成 31 年 2 月 26 日（火）30 日間
- (2) 意見の応募者数 2 件
- (3) 提出方法の詳細

提出方法	窓口持参	郵送	F A X	電子メール	合計
意見応募者数				2	2
意見件数				2	2

2. ご意見の内容と町の考え方について

No.	該当箇所	ご意見の内容	町の考え方
1	前文 1 行目	<p>手話は日本語（音声言語）と異なる言語であることを理解・普及してほしいので、訂正をお願いします。</p> <p>手話は指や体の動きを使って視覚的に表現する言語</p> <p>→ 手話は手指や身体の動きを使って視覚的に表現する、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有する言語</p>	<p>手話は音声言語である日本語とは異なる言語であることへの理解・普及が図れるように、前文 1 行目の一部を次のように改めます。</p> <p>「手話は手指や体の動きを使って視覚的に表現する言語」</p> <p>→ 「手話は音声言語である日本語とは異なり、手指や身体の動きを使って視覚的に表現する言語」とします。</p>
2	前文 1 行目	<p>手話の理解が図れるように、前文の一部を次のように提案いたします。</p> <p>「手話は手指や体の動きを使って視覚的に」</p> <p>→ 「手話は日本語を手指で表現したものではなく、手指や体の動き、顔の部位の変化等により視覚的に」</p>	